

第16回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

日時：平成28年8月3日（水）午後2時～午後4時
場所：ウィメンズパル（男女平等推進センター）多目的ホール

【出席委員22人】

村井会長、加藤副会長、阿部（恵）委員、浅川委員、浅野委員、阿部（久）委員、井上委員、上田委員、浦岡委員、黒沢委員、佐野委員、鈴木委員、田牧委員、福島委員、星委員、町山委員、山口委員、山崎委員、谷本委員、廣瀬委員、三浦委員、森田委員

【欠席委員3人】

小林委員、篠原委員、高野委員

【事務局】

子育て支援部長、育成課長、子育て支援課長、保育管理課長、子ども家庭支援課長、地域教育課長、他担当職員

次第

- 1 開会
- 2 議事

- (1) 平成28年度葛飾区の現況について
 - ① 葛飾区の現況（保育所等）【資料1-1】
 - ② 葛飾区の現況（学童保育クラブ）【資料1-2】
 - ③ 私立幼稚園（認定こども園含む）預かり保育一覧（平成27年度）【資料1-3】
- (2) 小規模保育事業に係る認可及び利用定員について【資料2】
- (3) 平成28年度整備予定施設について
 - ① 平成28年度整備予定施設一覧【資料3-1】
 - ② 子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策【資料3-2】
- (4) 事業実施状況について
 - ① 「放課後子ども総合プラン」モデル4校における取組みについて【資料4-1】
 - ② 家庭的保育事業（認可）について【資料4-2】
- (5) その他
 - ① 次回会議開催予定について
 - ② その他

- 3 閉会

【配付資料】

- 資料1-1 葛飾区の現況（保育所等）
資料1-2 葛飾区の現況（学童保育クラブ）
資料1-3 私立幼稚園（認定こども園含む）預かり保育一覧
資料2 小規模保育事業に係る認可及び利用定員について
資料3-1 平成28年度整備予定施設について
資料3-2 子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策
資料4-1 「放課後子ども総合プラン」モデル4校における取組みについて
資料4-2 家庭的保育事業（認可）について

【議事内容】

会長

- 傍聴人がいるため、注意事項を伝達。
- 区のHPやFacebook掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。

事務局

- 出欠状況について報告。定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。

議事（1）平成28年度葛飾区の現況について

会長

- 議事（1）について、事務局より説明をお願いします。

事務局

- 第14回会議（平成27年10月開催）に平成27年4月1日時点の状況をお伝えし、この度、平成28年4月1日時点の状況を紹介するもの。
- 資料1-1「葛飾区の現況（保育所等）」について説明。
- 葛飾区における乳幼児の人口推移について、0～5歳人口が平成24年時点で21,880人から平成28年時点で22,025人と、おおむね増加傾向にある。
- 保育施設の定員数等について、平成24年時点では定員合計8,937人、在園児として8,552人であったことに対し、平成28年時点で定員数10,381人、在園児9,965人となり、1,400人を超える定員増加となった。直近である平成27年と平成28年を比較すると、施設整備等を行ったことにより定員が513人増加、在園児は622人の増加となっている。人口はそれほど変わらないが、保育需要は高まっている状態。
- 待機児童について、平成25年では38人だったが、平成27年は252人まで増加し、平成28年では106人まで減少したものの、依然として待機児童が発生している状態。年齢別にみると、待機児童の大半が1歳児に集中している。地域別では、待機児童の半数以上が新小岩エリアなどを含めた南部地域に集中している状況。
- 資料1-2「葛飾区の現況（学童保育クラブ）」について説明。
- 区立小学校の児童数については、概ね横ばい。
- 学童保育クラブ施設数について、平成26年79か所だったところ、平成28年は85か所と、小学校内への学童保育クラブの設置を推進し、増加している。
- 入会者数については、平成26年時点で合計3,796人だったところ、平成28年時点では4,458人と662人増加。理由としては、学童保育クラブについても需要が高まっていることや、平成27年度から4年生以上も入会できるようになったことが挙げられる。
- 学童保育クラブの待機児童について、平成26年時点では24人であったところ、平成28年時点では205人と増加。学年別にみると、低学年の受け入れを優先的に行っている関係もあり、4年生での待機が多い状況。
- 資料1-3「私立幼稚園（認定こども園含む）預かり保育一覧」について説明。
- 私立幼稚園・認定こども園では、通常保育後の預かり保育を全園で実施。私立幼稚園・認定こども園における預かり保育事業も、保育需要に応える事業として、保護者が利用できる状況となっている。

会長

- 事務局の説明に対してご意見をお願いします。

委員

- 待機児童が出ているのは0～2歳のみと理解してよろしいか。

事務局

- ご質問のとおり。

委員

- 待機児童数のカウントは何を基準に行っているのか。
- 28年度は南部地域の待機児童が突出しているが、これは単年度の傾向なのか。

事務局

- 待機児童数は国定義に基づき算出している。
- 南部地域の保育需要については、平成 26 年度まで子ども・子育て会議で議論して策定した計画のニーズと一致していると考えている。

委員

- 3～5 歳児の待機児童数は 0 であるが、区として私立幼稚園・認定こども園の預かり保育は今ままで充分とお考えかどうか、私立幼稚園の立場として伺いたい。

事務局

- 葛飾区中期実施計画にも載せているが、保育需要の高まりを受け、拡大していこうと位置づけている。国定義では 3～5 歳児における待機児童数は 0 だが、国定義のカウント方法では認可保育所を希望しながら幼稚園を利用されている方等は待機児童から除外されることもある。

委員

- 国は平成 29 年までに待機児童数を 0 にする施策を掲げているが、区としてそれを達成できる確信はあるのか。
- 葛飾区は既存の施設を活用して待機児解消に努めているが、既存の保育園の稼働率について伺いたい。

事務局

- 平成 28 年 4 月 1 日時点の稼働率については、認可保育所全体の平均として 95.1%。平成 27 年 4 月 1 日時点では 96.2%。全体としては 100%を下回っているが、特定地域、特定年齢を対象に弾力運用していただいている。
- 子ども・子育て会議にて審議いただいて作成した事業計画に基づき、1,245 人の定員増加を目途として整備を進めている。整備の予定状況については、次の議事でお答えさせていただく。

会長

- 次の議事に移りたい。

議事（２）小規模保育事業に係る認可及び利用定員について

会長

- 議事（２）及び（３）について、事務局より説明をお願いします。

事務局

- 資料 2 「小規模保育事業に係る認可及び利用定員について」について説明。平成 28 年 10 月 1 日開設予定の 2 施設について、認可及び利用定員の設定に関し、ご意見を伺いたい。
- （仮称）亀有五丁目小規模保育園について説明。所在地は亀有 5-19-7、運営はサニースマイル株式会社、定員は合計 19 人。
- （仮称）青戸三丁目小規模保育園について説明。所在地は青戸 3-17-16、運営は株式会社ハッピーストーリー、定員は合計 19 人。

議事（３）平成 28 年度整備予定施設について

事務局

- 続けて、議事（３）について説明させていただく。
- 資料 3-1 「平成 28 年度整備予定施設一覧」について説明。平成 28 年度に施設整備を実施し、平成 29 年 4 月 1 日までに開設を予定する施設の一覧となっている。
- （仮称）お花茶屋一丁目保育園について説明。所在地はお花茶屋一丁目 19 番、設置者は株式会社ブルーム。開設予定時期は平成 28 年 12 月、定員は合計 59 人。
- （仮称）東新小岩三丁目保育園について説明。所在地は東新小岩三丁目 3 番、設置者は株式会社グローバルキッズ。開設予定時期は平成 29 年 4 月、定員は合計 57 人。
- （仮称）西新小岩三丁目保育園について説明。所在地は西新小岩三丁目 14 番、設置者は株式会社テノ、コーポレーション。開設予定時期は平成 29 年 4 月、定員は合計 90 人。
- キャンディパーク保育園 2 号分園について説明。当該園は近隣にあるキャンディパーク保育園 2

号が分園を整備するもの。所在地は青戸二丁目7番、設置者は株式会社カラバ。開設予定時期は平成29年4月、定員は0歳～2歳で合計42人。3歳以上については、キャンディパーク保育園の本園で受け入れる。

- (仮称)西亀有三丁目保育園について説明。所在地は西亀有三丁目25番、設置者は株式会社サクセスアカデミー。開設予定時期は平成29年4月、定員は合計64人。
- (仮称)東立石二丁目保育園について説明。所在地は東立石二丁目3番、設置者は、先程の3番(仮称)西新小岩三丁目保育園と同じ、株式会社テノ・コーポレーション。開設予定時期は平成29年4月、定員は合計90人。
- (仮称)堀切八丁目保育園について説明。所在地は堀切八丁目5番、設置者は有限会社たけのこ。開設予定時期は平成29年4月、定員は合計20人。
- この整備予定を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画において定めた「量の見込みと確保方策」がどのようになっているかについて記載した資料が資料3-2「子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策」である。資料3-2について説明。
- 区全体として、平成29年度まで整備を行うことで、保育定員を合計11,113人確保することとしている。
- 平成28年4月1日の定員見込みとして、2号で6,260人、3号で4,622人、合計して10,882人。計画値に対する保育定員の過不足は、3歳以上は計画値を251人上回り、1・2歳ではあと300人不足、0歳ではあと182人不足。特に0～2歳の受け入れを確保していく必要がある。
- 葛飾区を4つに分けた整備状況について。計画値と比較すると、東部地域は、現状が計画値に達している。西部地域では、3号定員であと155人不足。南部地域では、3号定員で246人不足。北部地域では、2号定員であと12人不足、3号定員で121人不足し、合計133人の不足。
- 不足している定員はほとんどが0～2歳の状況。これまで小規模保育事業の整備も進めてきたが、連携施設の設定や3歳以降の受け入れ体制等の課題もあり、新規事業者による拡大も難しくなってきているところである。

会長

- 事務局の説明に対してご意見を願います。

委員

- 葛飾区は公立保育所の割合が高く、地元密着した社会福祉法人の活動もあって、質も含めてしっかりとした保育に取り組んでいる印象があった。ご説明いただいた新規開設園はすべて株式会社と有限会社であり、偏りがあるのではないかと感じた。認可保育所なので基準はクリアしたうえで出てきていると思うが、保育士求人サイト等では、株式会社が運営する園で「保育士を70名募集しています」などといった大量募集をよく目にする。保育の質がしっかりと確保できるのか、事業の継続性はあるのかといったことを危惧している。ほかに保育所整備に手を上げる社会福祉法人はなかったのか。
- 新規開設園は、民設民営か、公設民営か。
- 株式会社は営利を目的とするものだが、そういった企業の参入は区としてどう捉えているか。

事務局

- 新規開設園はすべて民設民営。
- 葛飾区はこれまで、公立保育園と私立保育園半々程度の割合でやってきた。これまでご協力いただいている社会福祉法人は、早期から困難な状況の中で保育充実に尽力いただき、現在の保育の状況まで持ってこられたということは功績大なるものと思っている。昨今の全国的な保育需要の高まりのなか、特に東京都の需要の伸びは著しい。区としては、委員の皆様にご審議いただき策定した計画の1,245名定員増を果たすのが当面の目標。公正取引委員会が平成26年6月に発表した保育分野に関する調査報告書では、株式会社を含む多様な事業者の参入や公平な条件の下での競争など、不当な差別をしないようにとの報告をしている。こういったものを受け、東京都は株式会社立の認可保育所についても整備補助金を出すようになった。また、株式会社が利潤追求に走らないための規定もある。厚生労働省の通知だが、公費は原則として人件費、管理費、事業費に充てることとして運営費の用途範囲に一定の制限を設けているもの。さらに、認可保育所については確認行為として、立ち入り検査の際は東京都とともに区も同行し、必要に応じて一定の関与をすることも可能。今回の整備案件については、法人独自で整備見込や保育事業の計画を立て、

認可の届出が出せるところまで話が進んだものであり、急激に伸びる保育需要を満たすために、たまたま最終的に株式会社が揃ったもの。社会福祉法人立の保育所も、昨年度同様、動けそうなところがあれば一緒に進めていきたいと考えている。

委員

- 構造について、資料3-1の7番（仮称）堀切八丁目保育園について、木造とのことだが、準耐火構造なのか。
- この案件に限らず、土地や建物は自己所有なのか。

事務局

- （仮称）堀切八丁目保育園については木造・準耐火構造。土地・建物ともに自己所有。
- ほかの施設については、4番キャンディパーク保育園2号分園は土地が賃貸、建物が自己所有。

委員

- 今回参入の株式会社は、保育のほかにメインとしている事業はあるのか。例えば、介護事業だと建築業や不動産業の参入が多いと聞いているが、そういった傾向はみられるか。

事務局

- どの法人も保育事業をメインとしてやっている。設置者として登記記載の事業は保育事業。出資者の話とすると多様な分野にわたるが、特段偏りは無い印象。

委員

- 北部地域について、15年程前は保育所が足りず、ここ4～5年で整備されてきたという印象がある。こういったことから、地域が全体的に整備されるのに15年程かかるのではないかと思うが、住宅開発やそれによる人口の増加は区としてどの程度把握しているのか。
- 南部地域で待機児童が多いが、新小岩等で大きな再開発があったのか。

事務局

- 区で葛飾区人口ビジョンというものを公表している。2010年時点の人口をベースとして、50年間どのように人口値が推移するか推測したもの。2060年頃には全体人口として13.8%減少する見通し。保育だけの数値ではないが、年少人口（15歳未満）としても2010年53,496人から2060年48,701人と減少する見込み。ただ、保育所を整備していくにあたっては、50年後を見据えてではなく、今のお子さんたちをどう支援していくかということに重要視している。
- 新小岩地域については、新しくマンションができてきたという印象はあるが、大きな再開発は行われていない。大きな再開発としては、新宿6丁目の案件で1,500近くの世帯が入ってくる予定。個別にマンション1棟がどう建つかというのは直近までわからないものが多く、区としても推計値を出すうえで難しく感じている。

委員

- 資料3-1をみると、新規開設施設いずれも子育てひろばの実施がなく、一時保育も1か所だけの実施で違和感を覚える。地域で子育てをしている区民にとっては、子育てひろばがあると園のことも知ることができ安心と思う。
- 保育士の配置基準は、葛飾区は最低基準に合わせているのか。

事務局

- 子育てひろばは今年度30か所実施。乳幼児の集まる場所としてほぼ同じ機能を果たす「のびのび広場事業」は全27児童館で実施しており、合計すると57か所。徒歩圏内で1つ程度の子育てひろば又はそれに準ずるサービスが整ってきていると思っている。
- 保育士の配置は東京都基準を用いており、国基準より厚くなっている。0歳児3人に対し保育士1人。国基準では1歳児6人に対し保育士1人のところ、区では5対1の基準とし、手厚くしている。

委員

- 新規参入する株式会社等に子どもを預けることを心配に思う区民もいる。子育てひろばは数があるからいいということではなく、保育園を地域の人たちに開いていくという意味でも、開設を検討していただきたい。
- マンションが建つのに2～3年時間を要すると思うが、区においてそういった情報収集をしたうえで整備を進めていくことはできないのか。
- 東部地域について、計画ではニーズが低いと捉えていたが、実態は待機児童が出ているというよ

うに計画と実態に乖離があるが、これは何故か。

事務局

- マンションの動向把握はなかなか難しい。早期から把握して動いていけるものとしては新宿6丁目のような大規模開発になるが、見合う手が打っていけるかという別問題となる。開発業者と交渉・調整をしながら進めていくもの。さらに、地域の動向は数年経てば変化するものであるため、マンションの建設も含めた地域全体の動向を捉えつつ整備することが求められる。そういった後追い形式の難しさが保育所整備にはある。
- 東部地域の計画と実態の差について、ニーズ調査を受けての計画策定とそれに基づいた整備をしてきた。ニーズ調査では東部地域の需要は満たされているということであり整備をしてこなかった。現状は待機児童が発生しているため対策を打たねばならない。大規模な集合住宅の開発があったわけでもないため理由は特定し難い。乳幼児人口が微増しているという全体の状況に加え、保育の需要も高まっているなか、保育所整備を多くはやってこなかったことの反動が出ているのではないか。

委員

- 保育士の人材不足が世間で騒がれているが、公立保育園では年配の女性も多くみられ、女性が働きやすい環境が整っているのではないかと思う。
- 杉並区では公園を使用する話など出ているが、土地を購入して開設すること等も含め、葛飾区では公立保育園の新設予定はないのか。

事務局

- 公園を利用した保育所整備についても検討してはいるが、防災関係の兼ね合い等からなかなか簡単には整備できない。例えば待機児童が集中している新小岩地区には29年4月開設で2箇所整備を進めているように、できる限りの手を打ちながら、それでも依然として至急対策を打つべきところは同時並行で検討している。
- 現存公立保育園の維持はしていくが、多様化する保育ニーズへの対応等から新設部分については民間設置を進めている。民間保育園と公立保育園の働きやすさについては、基本の労働基準法は同じ。厚生労働省発表の資料では、平成25年時点で41万人の保育士が就労しているなか、就職が4.9万人、離職が3.3万人、離職率は全体で10.3%に対し民間保育所で離職率12%という数値が出ている。理由の記載はないが、若干民間のほうが離職率が高い傾向にある。民間保育所の運営実態については、委員の方から発言いただけないか。

委員

- 基本的には労働基準法に則っているが、給与水準や身分保障も含め、労働条件は公立の方が良いのではないか。運営側としては痛し痒しだが、経験年数の長い職員を確保したい一方、昇給率等について公立と同程度の給与体系で保証していくというのは難しい。また、働きやすいかどうかは働き手の意識の問題や園の経営の問題もある。保育士有資格者を集めるのが難しいことは実感しているが、処遇改善の話も出ており、働きやすい環境に向かって進みつつあるというのが現状ではないか。
- 保育分野を学ぶ学生たちの声を聞くことがあるが、保育士を目指すならまず公立保育園を第一に望み、東京23区内でも西側(杉並区・世田谷区等)の保育園へ就職を希望する傾向が強い。
- 保育士の中途採用時に人材紹介会社を利用すると、保育士1人あたり数十万円のコストがかかる。民間の保育園長は人材確保の仕事があるが、公立の保育園長はそのような仕事はない。

会長

- これまでの子ども・子育て会議では量的な問題を議論してきたが、これからは保育・教育の質的な面及び人材確保の面を議論していかななくてはいけないと感じる。会社経営にしても、なぜ利潤があがるのかという疑問もある。質的な部分で格差が生じないようにしていかななくてはならない。
- 株式会社立の保育園の利用について抵抗等感じるか、利用する区民の立場から発言願いたい。

委員

- 子どもを社会福祉法人が運営する保育園に預けている。友人たちの話を聞くと、保育所を選ぶうえでの第一条件は「認可かどうか」。それに加え、園庭があるか、ビルの中の保育園ではないか等、子どもがのびのびと遊べ、親にとっても安心して預けられるというのが最低条件との意見がある。仕事の状況からやむを得ず環境が好ましくないように見える保育園に入ったとしても、できれば

転園させたいというのが親の思い。利潤が出ることについては、どこかで保育士の給料が削られているのかとか、給食の質が落ちているのではとか、そのように捉えてしまう。

- 他区で保育のアルバイトをしていたとき、交通費の支給がなかった。それを友人に話したところ、今時交通費が出ないとはと驚かれ、保育士の待遇が悪いと言われるのはこういうことかと感じた。保育士の処遇については、区加算という部分でも頑張ってもらいたい。

会長

- 当たり前の話だが、良い保育士を確保するためには処遇も改善しなくてはならない。時間が迫っているため、保育士の処遇等の話は今年度残り 2 回の会議でも議論することとし、次の議題に移りたいが、よろしいか。(各委員から承諾あり)
- 次の議事に移りたい。

議事（４）事業実施状況について

会長

- 議事４について、事務局より説明をお願いします。

事務局

- 資料４－１「放課後子ども総合プラン」モデル４校における取組みについてについて説明。
- 当該事業については、今年度、南綾瀬小学校、木根川小学校、北野小学校、柴原小学校において、モデル実施を予定。２学期からの事業実施に先立ち、夏休みの間、保護者の就労等により一時的に保育を必要とする児童に対する「夏季一時学童保育」を実施している。
- 「夏季一時学童」の実施体制として、各学童職員のほか、わくチャレ児童指導サポーターの方々を加えている。また、活動場所も通常の学童施設のほか、わくチャレメインルームや校庭、体育館等とすることで、今後の連携事業の円滑な実施に向けた体制づくりを目的としている。
- 資料４－２「家庭的保育事業（認可）」について説明。
- 葛飾区では現在、委託事業として保育ママを実施しているが、子ども・子育て支援新制度において、保育ママは家庭的保育事業者として位置づけられ、認可事業となる。認可を受けるためには認可基準を満たす施設の確保や調理員の設置、連携保育所等の確保などが必要。
- 平成 28 年 8 月 9 日に事業検討者向けの説明会を開催、28 年 9 月 1 日に認可申請受け付け開始、平成 29 年度に認可事業開始を予定。

会長

- 事務局の説明に対してご意見ををお願いします。

委員

- 夏季一時学童モデル４校の応募状況はどうか。
- 学童保育クラブは増やさないのか。
- １～３年生の学童利用者は、４～６年生に上がっても継続して入会できるのか。

事務局

- 夏季一時学童モデル４校の応募状況については、南綾瀬小学校 5 名、木根川小学校 1 名、北野小学校 15 名、柴原小学校 13 名、合計 34 名。放課後子ども総合プランについてはモデル４校を皮切りに、29 年度モデル校拡大、30 年度本格実施、31 年度実施校拡大としている。
- 法改正により、葛飾区においても 6 年生まで学童保育クラブの利用を拡大したが、特に低学年の希望増加が顕著。先般のご説明のとおり保育園の需要も伸びており、その乳幼児たちが小学校へあがると、学童保育利用の希望も高まると考えられる。学童保育クラブにも面積基準 1.65 m²/1 人といった決まりがあることや、学校から児童が 1 人で学童へ行く都合上、あまり学校から離れたところに作るわけにもいかない等、制約が大きい事業。今現在はまだ法改正から間が無いが、今後 4～6 年生の学童利用継続希望も高まることが見込まれる。頑張るって需要に追い付くよう整備はしていきたい。

委員

- 子どもが小学 2 年生。専業主婦のためわくチャレを時折利用している。一体化により、親の就労を問わずに学童保育クラブが利用できるようになるということか。
- 一緒のクラスのお友達が、同じ学校敷地内にいるにもかかわらず、所属（学童・わくチャレ）に

よって放課後は別々に過ごさなくてはならないというのは問題ではないか。子どもたちは互いに一緒に遊びたがっているし、親としてもそうなるといいと思っている。

事務局

- 学童保育クラブは生活指導の場、わくチャレは放課後の安全・安心な場所の提供が主たる目的。国の考えでは、これらをすべて一纏めにするのではなく、多様な体験・活動を行うことができるよう事業の一体化を目指している。学童とわくチャレの線引きはそのままに、簡単に言えば遊びの時間を一部共有するイメージ。
- 一緒のクラスのお友達が、所属（学童・わくチャレ）によって放課後は別々に過ごさなくてはならないという問題意識は区としても持っている。児童目線でいい運営方法を模索していきたい。
- 夏季一時学童についての取り纏めは、次回会議にて提示させていただく。

委員

- 家庭的保育事業について。認可を受けるために必要なことをみると、保育の質を維持するためにやっているのだろうが、保育専門の方に予算書・決算書等の作成はハードルが高いのではないか。区として支援は行うのか。

事務局

- 区としては今まさにその支援をしているところ。新制度に移行することによって、扶助費も厚くなる。それにより、例えば決算書が苦手ならそこだけを外部委託をする等、普通の事業者と同じようにやっていただく。現行の方々に突然新制度が要求するものをお願いするのは不可能なため、経過措置がある。しかし、新規募集を止めるわけにもいかないため、資料4-2の参考（広報掲載予定記事）のようなご報告をさせていただいた。新制度に移るのは事業者にとって大変な部分もあるが、メリットもあると考えている。

委員

- 今後これによって家庭的保育事業者数が減らないといい。数の報告は引き続きお願いしたい。
- 放課後子ども総合プランについて、役所の所管が異なる部分があり、事業者としては、まず役所の中で学童とわくチャレの融合を果たしてもらいたい。
- 家庭的保育事業の連携保育施設はどのカテゴリーの事業にあたるのか。例えば緊急一時保育は子育て支援部長と契約することになるが。

事務局

- 地域型保育事業には制度上連携施設が必要となっている。認可を得るなどの事業形式ではなく、協定関係を結ぶということになる。

会長

- 次の議事に移りたい。

議事（5）その他

会長

- 議事（5）について、事務局より説明をお願いする。

事務局

- 児童相談所の移管について、情報提供させていただく。児童福祉法の一部改正法案が本年5月27日に国会で可決成立し、6月3日公布された。すべての児童が健全に育成されるよう、児童の虐待について、発生の予防から自立の支援まで対策強化を図るもの。この中で、児童の虐待発生への迅速・的確な対応として、政令で定める特別区は児童相談所設置をするものとされた。これまで児童相談所は都道府県が設置しており、葛飾区は足立児童相談所が所管だったが、本区でも児童相談所設置に向け、動こうとしているところ。国は法改正により5年の間支援を行うとしており、当区でも5年を目途としてすみやかに検討を進めていく。
- 次回の子ども・子育て会議は11月上旬に開催予定。詳細は追ってご連絡させていただく。

会長

- 質問等なければ、本日の会議はこれで閉会とさせていただく。長時間のご協力に感謝する。